

篠山市子どもの読書活動推進計画

平成20年3月

篠山市教育委員会

目次

第1章	はじめに	1
1	子どもの読書活動の意義	1
2	読書活動の現状	1
3	計画策定の背景	1
第2章	基本的な考え方	2
1	計画の目的	2
2	計画の対象	2
3	計画の期間	2
4	基本的な方針	2
第3章	子どもの読書活動推進のための取組	3
1	家庭・地域における読書活動の推進	3
(1)	家庭・地域の役割	
(2)	家庭での読書活動の推進	
(3)	地域での読書活動の推進	
2	市立図書館における読書活動の推進	3
(1)	市立図書館の役割	
(2)	市立図書館での読書活動の推進	
3	学校等における読書活動の推進	5
(1)	学校等の役割	
(2)	保育所・幼稚園での読書活動の推進	
(3)	小・中・高等学校及び特別支援学校での読書活動の推進	
4	推進体制等の整備	5
(1)	諸条件の整備・充実	
(2)	広報の推進	
(3)	関係施設及び団体間の連携の推進	
資料編		7

第1章 はじめに

1 子どもの読書活動の意義

読書は、成長期の子どもにとって豊かな心を育むために極めて大切な役割を担っています。読書によって得られる知識、考えたり、感じたり、想像したり、表現したりする能力を身に付けることは、自ら課題を発見したりまた判断して解決する資質や能力を養う基となり、その後の人生において大きな影響を与えることとなります。

また、子どもは、読書の中で多くの豊かな文章に触れることにより、国語力や文章力が養われ、ひいては言葉のコミュニケーション能力を高めることにもなります。

このように、子どもの読書意識を高めることはその成長過程において非常に重要であり、その活動を広く押し進めることが必要です。

読書活動を推進するためには、子どもたちがいつでもどこでも読書を楽しむことのできる環境を作ることが大切です。それには社会全体の問題として、家庭、地域、図書館、学校、関連施設などが連携を図って、子どもの主体的な読書活動を支えるための取り組みを行わなければなりません。

2 読書活動の現状

篠山市では、小・中学校において朝の会や終わりの会に「読書タイム」を設定し、子どもたちに読書習慣を身につけさせるよう取り組んでいます。また、平成15年には中央図書館や市民センター図書コーナーが開館し、市民への図書や情報の提供、学校教育支援の一環として、団体貸出などもおこなっていますが、読書活動が十分に行き渡るためには今後さらなる連携が望まれます。

一方、テレビ、ビデオ、インターネットなどさまざまなメディアは、情報を豊かにし社会経済の飛躍的な発展をもたらすなど、現代社会においていまや欠くことのできないものとなっていますが、反面、これら情報の氾濫は子どもの生活環境をも変化させ、安易に情報が得られることから子どもの「読書離れ」や「活字離れ」を招いていることも否めません。また、テレビゲームなどのゲーム機は子ども社会に深く浸透していますが、熱中しすぎるあまり人と接する機会が少なくなり、人の話を聞いたり自分の考えを伝えたりするなどの能力に影響を与え、他人とうまくコミュニケーションがとれなくなることがあるようです。

このような状況は、「本に関心がない」「興味がない」といった子どもを増加させるだけでなく、結果として読書によって得られる資質や能力の低下を招き、子どもの成長に少なからぬ影響を及ぼしています。

3 計画策定の背景

こうしたなか、国は、子どもの読書活動を支援するため「子どもの読書活動の推進

に関する法律」を制定し、平成 13 年 12 月に公布しました。これにより、子どもの読書活動の推進に関して基本理念を定めるとともに国や地方公共団体の責務を明らかにしました。その法律に基づいて、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境整備の推進を図るため「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を平成 14 年 8 月に策定しています。

これを受けて、兵庫県では、平成 16 年 3 月に、すべての子どもが豊かな心をはぐくみ、生涯にわたり自ら学ぶことのできる力を養うため、子どもの読書活動の推進や環境の整備・充実を図ることを目標とした「ひょうご子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

篠山市ではこれらの状況をふまえ、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 9 条第 2 項に基づき、国や県の計画を基本として子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に進めるための計画を策定することとしました。

第 2 章 基本的な考え方

1 計画の目的

この計画は、篠山市内のすべての子どもがいつでもどこでも自主的に読書を楽しむことができる環境を積極的に整備し充実を図ることによって、子どもの豊かな心を育むとともに読書を通じてあらゆる世代とのコミュニケーションを大切に、生涯にわたり生きる力を養うことを目的とします。

2 計画の対象

計画の対象は、18 歳以下(高校生以下)の子どもと乳幼児を持つ保護者とします。

3 計画の期間

計画の期間は、実施年度から 5 年間とし、状況に応じて計画を見直すものとします。

4 基本的な方針

この計画の目的を達成するため、以下の基本方針を定め、読書活動の推進を図ります。

- (1) 乳幼児のころから読書することの楽しさや喜びを伝え、成長や発達に応じて本に親しむ機会を積極的に提供します。
- (2) 子どもが本を読みたいと思ったときに、いつでもどこでも魅力ある本を提供できる環境づくりに取り組みます。

- (3) 保護者をはじめ子どものまわりの大人も読書活動への理解と関心を示し、みんなで読書を楽しむ環境づくりに取り組みます。
- (4) 市立図書館をはじめ、子どもの読書活動に関わる施設や団体と連携・協働することにより、社会全体で子どもの読書活動を支援する体制の整備に努めます。

第3章 子どもの読書活動推進のための取組

1 家庭・地域における読書活動の推進

(1) 家庭・地域の役割

子どもの読書の習慣は、乳幼児期に家庭生活のなかで、本を読み聞かせることから始まります。

親子がふれあい、ことばをかけることにより、信頼関係をはぐくみながらことばを理解し基礎を身につけていきます。とくに、乳幼児期に絵本を読み聞かせることがきっかけとなり、後の読書習慣を育てていくこととなります。

乳幼児期に身についた読書習慣を維持し続けるためには、子どもの行動範囲の広がりとともに、どこにいても本と出会えるよう、読書活動の推進の取り組みを地域へ広げていくことが必要です。

(2) 家庭での読書活動の推進

保護者に、読書がことばの基礎を育み、生きる力を身につけるうえで重要な役割を果たすということを理解してもらい、家庭内でも読書をしたり、本について話し合ったりできるような環境づくりに協力してもらいます。また、さまざまな読み聞かせの会に参加したり、自ら子どもに読み聞かせるための本選びに公立図書館などを有効に活用していただきます。

(3) 地域での読書活動の推進

市内4か所にある「子育てふれあいセンター」において、子育てアドバイザーや自主グループの活動のなかで、親子を対象に、絵本や紙芝居を使った読み聞かせに取り組んでもらいます。また、子どもの読書活動を支えるボランティアグループに、家庭以外の施設や地域において、親子や子どもを対象に読書や読み聞かせなどの継続的なボランティア活動を展開してもらい、どこにいても読書活動ができる環境づくりに協力していただきます。

2 市立図書館における読書活動の推進

(1) 市立図書館の役割

市立図書館は、利用者が読書を楽しむだけでなく、さまざまな情報を得たり、

読書活動に取り組んだりする場所であることから、生涯学習の中核的施設であるといえます。子どもが読みたい本を自由に選び、読書できる環境を作るとともに、読書活動のきっかけとなる機会を提供していくことが必要です。そのため、子どもの読書活動の推進に関わる講座や展示会、研修会などの事業を展開することが望まれます。また、家庭や地域、学校や子どもに関わる施設や団体とたえず連携しながら、子どもの読書活動の推進を図っていかねばなりません。

(2) 市立図書館での読書活動の推進

(ア) ブックスタート事業等の展開

丹南健康福祉センターで、毎月行われている4ヶ月児健診に関わる全ての親子を対象に、乳幼児のころから、本に親しむことの大切さを保護者に伝える「ブックスタート」事業を実施しています。具体的には、図書館司書が、健診に訪れた保護者に絵本や図書館が作成したブックリストなどを配布してその趣旨を理解していただくとともに、絵本の読み聞かせの方法や絵本の選び方などをアドバイスすることで、家庭での読書活動を支援していきます。このほか3歳児健診までの間、それぞれの段階にあった読書の支援を健診時に行います。

また、主に就学前の幼児を対象とした絵本の読み聞かせを地域のボランティアグループと同様に図書館司書により行います。

(イ) ボランティア活動の支援

地域のボランティアグループが読み聞かせなどの活動を継続して行えるように、場所や図書などの提供、いろいろな講座や研修を開催するなど、子どもの読書活動を支えるさまざまなボランティア活動を支援します。

(ウ) 学校等における読書活動の支援

市内各学校で行われている全校一斉の読書活動の推進を支援するため、市内各小・中学校の全クラスに各学校や担当教諭の要望に沿った内容の図書を50冊まで1ヶ月間貸出しています。また、小学校による図書館の社会見学や調べ学習の支援も行います。

また、各学校の求めに応じて、学校図書館に関する相談業務や支援を積極的に行います。

さらに、図書の新着情報などを小・中学校だけでなく、市内各高校にも発信していきます。

(エ) 社会体験学習の受け入れと支援

中学校や特別支援学校のトライやる・ウィークならびに市内高等学校のインターンシップなどの職場体験学習事業を積極的に受け入れます。そして、その体験を通して、図書館の意義や役割についての理解を深めたり、やり抜く力等が身に付くよう支援します。

また、夏休み期間中、一般公募により、小・中学生を中心とした一日体験学習を実施します。そして、図書館を身近なものにし、読書への興味が深まるよう支援します。

さらに、市内各学校の初任者研修に係る社会体験研修などの受け入れを行い、市立図書館への理解と今後の学校における図書館教育などを深めていきます。

3 学校等における読書活動の推進

(1) 学校等の役割

学校においては、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間において学校図書館を積極的に活用します。そのためには、学校図書館図書標準の達成に向け、学校図書館の図書の整備を十分に行わなければなりません。学校図書館を整備するための経費については、計画的な財政措置を講じる必要があります。さらに、学校図書館を活用した教育活動や学校における読書活動の中心的役割を担う学校図書館司書の配置を進めなければなりません。また、学校と市立図書館が研修や情報交換の機会を設けるなど連携を密にし、児童生徒の読書活動を推進する取組の一層の充実を図ります。

(2) 保育所・幼稚園等での読書活動の推進

保育所や幼稚園では、活動時間に保育士や教職員などによる読み聞かせを取り入れるなど、常に本と身近にふれあう機会の多い環境にあります。したがって、保育所や幼稚園では絵本など蔵書の充実を図るとともに、公立図書館の団体貸出サービス制度を積極的に利用します。

また、子育てを支援する団体との交流事業のなかで、読書活動が取り入れられるよう工夫します。

(3) 小・中・特別支援学校及び高等学校での読書活動の推進

市内各学校で行われている全校一斉の読書活動のさらなる推進を図ります。また、休み時間など児童生徒がいつでも読書できるよう、学校図書館の図書の整備を充実させます。さらに、学校図書の補完的措置として、公立図書館から市内各学校への団体貸出サービス制度を積極的に利用します。

4 推進体制等の整備

(1) 諸条件の整備・充実

子どもの読書活動の推進に向けて、必要に応じて連絡調整会議などを行い、市内各教育施設や関係団体との連携を密にして相互の協力体制を強化します。

子どもの読書活動を地域全体で支援するため、学校、幼稚園、保育所など各施

設での蔵書の充実、さらに学校や関係施設ならびにボランティアグループなどの団体へ十分な図書を提供ができるよう、市立図書館の蔵書のさらなる整備と拡充を図るとともに、図書館サービスの充実と情報発信に努めます。

(2) 広報の推進

市立図書館のサービスのひとつである市内各配本所での貸出しが十分に図られるよう、受け入れ先となっている公民館などと連携を強化するとともに、育児・教育施設への直接的な情報発信はもちろん、広報誌やホームページなどを活用して利用者へ広く情報を提供します。

配本所でのインターネットによる検索が可能ないように利用者用コンピュータを設置し、図書館情報の拡張と図書貸出しの円滑化を推進します。

(3) 関係施設及び団体との連携の推進

子どもの読書活動の推進に関わるすべての施設や団体などが、必要に応じて交流や情報の交換を持てる機会を設定し、事業をスムーズに展開するためのネットワークの体制づくりを推進していきます。

資料編

1. 設置要綱

篠山市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、篠山市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 策定委員会は、学校教育関係者、社会教育関係者、健康福祉関係者、子育て支援関係者、学識経験者10名程度の委員をもって構成する。

2 委員は、教育長が委嘱する。

3 必要に応じて、委員以外の有識者から意見を聞くことができる。

(委員長)

第3条 策定委員会は、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、特に必要があると認めたときは、委員以外のものを出席させて意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(開催)

第4条 策定委員会は、教育長が招集する。

(庶務)

第5条 策定委員会の事務局は、篠山市立中央図書館に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年7月11日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、計画を公表した日に、その効力を失う。

2. 委員名簿

篠山市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿

分野	氏名	役職	備考
学識経験者	溝畑 あけみ	一般公募	
関係団体及び市民団体	○福山 和子	図書館ボランティア団体代表	篠山ストーリーテリングの会
	笹島 恵子	図書館ボランティア団体代表	絵本の会ぶうい
	石田 久幸	公民館長代表	西紀公民館長
	團野 千砂	子育てふれあいセンターアドバイザー代表	たんなん子育てふれあいセンター
	松下 加代子	保育所園長会代表	城東保育園長
	西井 愛子	健康課保健師代表	篠山市健康課
	◎角谷 慶治	特別支援・小学校長会（幼稚園長会）代表	八上小学校校長
	澁谷 智昭	中学校長会代表	西紀中学校長
	高橋 京子	小学校図書館教育担当者会代表	古市小学校教頭
	中澤 昌樹	中学校図書館教育担当者会代表	今田中学校教諭

◎：会長 ○：副会長

3. 調整会名簿

篠山市子どもの読書活動推進計画に係る調整会名簿

平成18年度

福祉部こども未来課長	畑 克裕
保健部健康課長	新才 博章
教育委員会事務局教育総務課長	上野 正
教育委員会事務局学校教育課長	前川 修哉
教育委員会事務局生涯学習課長	小山 辰彦
中央図書館長	長澤 一正

平成19年度

福祉部こども未来課長	吉田 義弘
保健部健康課長	新才 博章
教育委員会事務局教育総務課長	小山 辰彦
教育委員会事務局学校教育課長	西田 正志
教育委員会事務局生涯学習課長	大前 力
中央図書館長	長澤 一正

4. 審議経過

篠山市子ども読書活動推進計画審議経過

	日付	会議名	内容
1	平成19年3月	第1回子ども読書活動推進計画に係る調整会（市関係課対象）	計画策定趣旨及び概要の説明
2	平成19年6月	第2回子ども読書活動推進計画に係る調整会（市関係課対象）	計画骨子（案）の作成
3	平成19年7月	定例教育委員会	図書館協議会へ協議（協議の根拠提示）
4	平成19年7月	篠山市図書館協議会	策定委員会の設置
5	平成19年10月	策定委員会委員公募（1名）	策定委員の決定
6	平成19年11月	第1回子ども読書活動推進計画策定委員会	計画（素案）の検討
7	平成19年12月	第2回子ども読書活動推進計画策定委員会	計画（素案）の策定
8	平成19年12月～1月	パブリックコメントの実施	計画（素案）に対して意見募集
9	平成20年1月	パブリックコメントの集約	計画（案）に反映
10	平成20年2月	第3回子ども読書活動推進計画策定委員会	計画（案）の策定
11	平成20年2月	篠山市図書館協議会	計画の策定
12	平成20年3月	定例教育委員会	計画を報告後、公表